

令和5年第12回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年11月6日(月) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時30分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 16名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸 (欠席)	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫 (欠席)	11	高島 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	船本 良江 (欠席)	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

5番 溝口 憲幸 10番 佐藤 和夫 14番 船本 良江

6. 議事録署名者

15番 河野 芳徳 16番 山縣 由明

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	大畦 裕之	事務局次長	小路 和典
主幹(事)主任	平木 周二	主 事	山崎 智晴
主任技師	小林 孝次		

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (5) 農地等の競売・公売等に伴う買受適格証明申請について
- (6) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・農政に係る審議事項

- (1) 遊休農地について

・その他

- (1) 令和6年度広島市農政に関する意見書の提出・議長要請結果報告について
- (2) 広島市議会令和4年度決算特別委員会農業関係質疑の要旨について
- (3) 農地利用最適化推進委員の欠員募集について
- (4) 令和5年度第4回地区協議会の日程について
- (5) 令和5年11月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和5年第12回広島市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席は、5番、溝口委員、10番、佐藤委員、14番、船木委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。15番、河野委員、16番、山縣委員です。よろしくお願ひします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、11件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請11件について説明します。議案の3ページ、4ページをご覧ください。

1番、6番、8番及び10番は新規就農のため申請地を取得するものです。1番は野菜、6番は既存のカキ・ユズ・ウメ等の果樹、8番はキュウリ・ハクサイ、10番は既存のユズ・カボスと野菜を栽培する旨の営農計画書が添付されています。

2番、3番は、賃借により申請地を耕作してきた譲受人がそれぞれ譲り受けて引き続き耕作するものです。

4番、5番は、共有者の違いにより分けていますが、父から子へ生前贈与するものです。

7番は、譲受人の姉が所有していた農地を相続した譲渡人から農地を譲り受け、譲受人が引き続き耕作するものです。

9番は、経営移譲のため申請地を母親から引き継ぐものです。

11番は、経営規模拡大のため、申請地を取得するものです。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われまふ。これらの案件は、総会で承認されまふと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。1番、山本委員。

山本委員

4番、山本です。10月16日に事務局職員の方と現地確認しました。鍛冶山委員は後日調査いただいております。高齢で耕作困難となっている譲渡人から近くに住んでおられる譲受人が耕作を引き継ぐこととなった案件です。現地は野菜を栽培しており、問題ないと思ひます。

議 長

2番、3番は私ですので説明します。

10月17日に溝口委員と事務局職員2名と現地確認しました。先ほどの説明のとおり、以前から借りている土地を取得するもので、今現在ハウスが両方とも建っており、きれいに耕作されているので問題はないと思います。

議 長

4番、5番、上垣内委員。

上垣内委員

10月18日に浅元委員、事務局の方と一緒に調査しました。この案件は、生前贈与のために、所有権を移転するもので、問題がないと判断します。

議 長

6番、浅元委員。

浅元委員

7番、浅元です。10月18日に上垣内委員、事務局職員2名と現地調査を行いました。譲渡人は高齢で耕作困難となったため、譲受人の自宅に隣接した申請地を譲渡し、譲受人は果樹を栽培しようとするものです。申請地には、既に果樹の苗が植えてあり、適切に管理されていることから、本件申請については、問題がないものと思います。

議 長

7番、下谷委員。

下谷委員

9番、下谷です。7番の案件について、10月17日に佐藤委員、事務局職員2名と現地調査を行いました。申請地は譲受人の自宅前の田で、譲受人である義理の弟が管理、耕作していた土地です。問題はありません。

議 長

8番、谷口委員。

谷口委員

13番、谷口です。8番の案件につきましては、10月17日に、船木委員、事務局職員と現地確認しております。譲受人は、農地がついた家を探しており、広島市内で探しており、今回合意されたものです。新規就農とありますが、ご両親と一緒に3年近く一緒に農業をされていたということで、現地はきれいに管理されており、問題はないと思います。

議 長

9番から11番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。9番から11番は10月18日に事務局職員2名と現地調査を行いました。奥田委員は後日現地調査とされました。私が述べる前に、事務局に後日調査された奥田委員の意見を伺いたいですが、どうですか。

事務局（山崎主事）

奥田委員には後日調査いただいております、問題ないと伺っております。

吉田委員

分かりました。

まず9番の案件ですが、譲受人は地区外に居住であるが、水稻、野菜を耕作するとのこと、また、その地域のルールに従うとあり、異論なしです。

次に10番は、譲受人は飲食業を営むかたわら、食材として野菜栽培されるとのことで異議ありません。

次に11番ですが、譲受人は地域が高齢化により弱体化しており、農地を維持したい旨からこの度、近所の農家から譲り受けるもので、大変良いことで異論ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、11件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、2件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の2件について説明します。議案の5ページをご覧ください。

1 番は、雑種地への転用事案で、申請地を、太陽光発電設備用地として利用するものです。

2 番は、雑種地への転用事案で、社会福祉法人が申請地近くで運営している社会福祉施設の職員用駐車場として、申請地を利用しようとするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1 番は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

これらの案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、担当委員の意見を伺います。1番、上垣内委員。

上垣内委員

6番、上垣内です。この案件は、10月18日に浅元委員、事務局職員2名と調査しました。申請地は周りの住宅より高いところにあるので、地域に迷惑かけることはない判断し、承認するものとします。

議 長

2番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。2番について説明します。この案件については、10月16日に私と事務局職員2名で現地調査しました。申請地は、休耕ですが、きれいに管理されていました。申請人が、自らが運営する社会福祉施設の駐車場として利用するものです。周辺農地に支障はないものと思われ、問題はないものと認めます。申請は許可相当と認めます。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、2件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について3件を上程します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の3件について、説明いたします。議案の6ページをご覧ください。

1番は、雑種地への一時転用事案で、申請地を借り受け、田から果樹畑への農地改良を行おうとするものです。転用期間は許可後から令和6年4月30日までとなっています。

2番は、雑種地への一時転用事案で、現在建設中である工場の外構工事を担当する譲受人が、建設敷地内に駐車場、休憩所、事務所等の設置スペースが不足したため、農閑期に隣接地である申請地を借り受け、当該仮設施設を設置しようとするものです。転用期間は許可日から令和6年4月20日までとなっています。なお、申請地は多面的機能支払交付金の協定農地ですが、期間満了までに工事を完了し、農地復元後確実に稲作をする場合は交付金返還の対象としない旨、県から回答を頂いています。

3番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、資材置場及び重機置場として利用しようとするものです。

3番の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま

す。また、1番及び2番の申請地は、農用地区域内農地ですが、農地法施行令第11条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」として、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものと思われま

す。1番を除く2件の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

1番は、ほ場整備推進特別事業区域内の農地で、農用地区域内かつ第1種農地に該当するため、本総会で承認されますと、11月17日金曜日に開催される広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たうえで、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。1番、岩重委員。

岩重委員

8番、岩重です。10月17日に事務局職員2名と現地を確認しました。申請地は水はけが悪いため、一時転用し、農地の改良工事を行い、工事終了後、果実の栽培の計画が出されています。現地は草刈りがされ、管理がされており、周辺農地への影響もないと思います。この一時転用は問題ないと思います。

議 長

2番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。2番は、令和5年10月17日に事務局職員2名とで現地の調査を行いました。株式会社〇〇の工場の建設工事に伴い、駐車場や仮設事務所及び休憩所が不足しており、工事用車両が道路に出入りする安全も考え、隣接する申請地を来春まで現状のまま鉄板を敷設し、仮事務所を設置する一時転用の案件です。現地は稲が刈り取られており、適正に管理されていました。転用期間は許可から翌年4月20日までとして現状を復元し、その後水稻の作付けを行う予定となっています。この許可申請について問題はありません。

議 長

3番、児玉委員。

児玉委員

19番、児玉です。10月18日に事務局職員と現地を確認しました。譲渡人は申請地を相続しましたが、農業経験もなく、ずっと長い間休耕していました。この度売却することになり、資材置場として利用する案件です。周りも資材置場になっており、別に農地もないので問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

沼田委員

1番の案件ですが、農地から農地へ転用されるのではないかと思います。田から果樹園だから、農地から農地として考えてもいいのではないかと思います。これでも転用許可が必要なのでしょうか。

事務局（山崎主事）

農地に土砂を入れる農地改良の行為は、審査基準に一時転用にあたるという規定があり、転用許可が必要となっております。

沼田委員

現況の地盤高を変えなくても必要ですか。それとも地盤高が変わったら必要なのですか。

事務局（平木主幹）

地盤高を変えず、そのまま田から果樹畑にするのだったら必要ないです。

沼田委員

分かりました。それで一時転用ということですね。

議 長

よろしいですか。その他ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございますか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、1番を除く2件を許可することに決定いたします。1番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、2件を上程します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の7ページをご覧ください。今回、2件の申請があり、その内容に

つきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げました①から③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

議案第4号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見を伺います。1番、山本委員。

山本委員

4番、山本です。10月16日に事務局職員の方と現地を確認しました。現地は相続人の方が引き続き水稻及び野菜を耕作しておられました。問題ないと思います。

議 長

2番、上垣内委員。

上垣内委員

6番、上垣内です。10月18日に浅元委員と事務局の方2名と現地を調査しました。申請人は農業を継続し、息子さんも手伝っており、農業を継続してできると判断しました。現状しっかりと管理されていますので、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。続きまして、議案第5号、農地等の競売・公売等に伴う買受適格証明申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第5号、農地等の競売・公売等に伴う買受適格証明申請について説明します。

買受適格証明は、裁判所の競売や、税務署等の公売に参加するときに必要となるもので、農地を取得できない者が落札候補者になるのを未然に防ぐため、農地法の規定による許可の見込みがないと、競売・公売に参加することができないというものです。この買受適格証明の審査は、農地法第3条許可、第5条許可・届出の申請と同一の審査が必要であるとされております。

それでは、議案の8ページをご覧ください。この案件は令和5年12月14日、本市において実施される農地を含む不動産の公売に係る入札に参加するため、農地法第5条許可関係の証明申請があったものです。本件は、申請人が申請地を取得し、駐車場及び隅切りとして利用するため、公売に参加しようとするものです。申請地は、転用取得であり、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま

す。今後、入札の結果、申請人が落札候補者となった場合には、農地法第5条の許可申請をすることになりますが、買受適格証明申請の内容と異なる場合を除き、事務処理の迅速化を図るため、過去の事例と同様に、事務局次長が専決処理を行い、許可することにしたいと思

います。この事務局次長の専決処理について、広島市農業委員会事務局規程第8条において、「特別な事由がある場合は、事前に総会の承認を経て、その事項について専決することができる。」と規定されており、事務局次長の専決処理についても、合わせてご承認

いただきたいと思います。なお、この許可については、直近の総会において報告させていただきます。以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

議案第5号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、奥田委員。

奥田委員

18番、奥田です。1番は10月18日に事務局の方と現地調査しました。現地は整地されており、申請人所有の土地の進入口にあたり、転用の確実性があると思

議 長

それでは、その他、ご意見等がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、買受適格者として証明することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

また、証明書交付後、落札候補者が、証明の内容どおりの5条許可申請を提出した場合には、事務処理の迅速化を図るため、事務局次長が専決処理を行い、許可することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、そのように決定します。

続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画」についてでございますが、議案番号の6番は〇〇委員に関する案件です。農業委員会等に関する法律第31条に、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定がありますので、初めに議案番号6番を除く42件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第6号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画のうち6番を除く42件について説明いたします。農家等からの利用権設定の申し出に基づき、広島市が作成した農用地利用集積計画案について、令和5年10月13日付けで、広島市長から農業委員会会長へ審議依頼がありました。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の「市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」という規定によるものです。

それでは、議案の9ページから16ページをご覧ください。農用地利用集積計画の内容は議案のとおりです。利用権設定の新規分として6番を除く21件、継続分として利用権設定の終期が本年11月30日までとなっている計画の更新が21件となっております。なお、新規分のうち議案番号16番を始め、番号に網掛けをしている7件は、広島市農林水産振興センターが“ひろしま活力農業”経営者育成事業の研修生1名の実地研修農地として借り受けていたものを新規就農に伴い広島県森林整備・農業振興財団から転貸を受け、耕作を継続するもので、実質的に地権者と利用者の状況は変わらず、耕作状況も変更がない案件のため、新規分ではありますが担当委員の意見については省略させていただきます。

新規分について説明をいたします。1番から5番及び7番から15番は経営規模拡大のため、農地を借り受けるものです。

続いて継続分について、内容は議案のとおりです。

上程した42件につきましては、経営面積・農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び広島市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構

想にある利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。

なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和5年11月30日に公告を行い効力が発生することとなります。以上で議案第6号の6番を除く42件の説明を終わります。

議 長

6番を除く42件について、事務局の説明が終わりました。このうち、継続分21件については、引き続き営農活動が行われております。それでは、新規分21件のうち、意見聴取不要案件を除いた14件について、担当委員の意見をお伺いします。1番、上垣内委員。

上垣内委員

6番、上垣内です。貸人が高齢のため、農業が出来ないということで利用権設定する案件です。この地区は非常に環境も良いところですし、問題ないと思います。

議 長

2番から5番、浅元委員。

浅元委員

7番、浅元です。10月20日に対象農地の現地調査を行いました。2番の借人は、自宅近くの農地を借り受けて水稲の栽培をしようとするものです。

3番、4番については、農地中間管理機構を通して地元で野菜を栽培している活力生が経営規模拡大しようとするものです。

5番は、地域で野菜、水稲の栽培を行っている借人が、経営規模拡大して水稲の栽培をしようとするものです。

いずれの農地も適正に管理されており、借人により耕作される見込みであることから、問題はないと思います。

議 長

7番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。7番は、令和5年10月17日に現地調査を行いました。借人の息子さんがおり、一緒に話をしながら調査しました。この田は昨年まで近所の方が水稲を栽培されていましたが、高齢と体調不良のため農地を地主さんに返されることになり、その後を認定農業者として頑張っている借人が、経営規模拡大のため、ビニールハウスを建てて、主に水菜等の葉物栽培に取り組んでいくという案件です。借人は、奥様と長男と研修生、今10名を雇用し、頑張っております。ここの地区は、借人に遊休農地解消に非常にご尽力をいただ

いて、非常に助かっております。この申請につきまして、問題はないと思えます。

議 長

8番、9番、下谷委員。

下谷委員

9番、下谷です。8番、9番の案件は、スローライフの研修生が借りていた農地を体調不良で返すことになり、その後別のスローライフ研修生が借りて、野菜を栽培するものです。問題ありません。

議 長

10番から15番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。10番から14番の5件は、設定を受ける方が同一のため、一括して説明します。10月19日に現地確認しております。設定を受ける本人は、その5件7筆の農地を借り受け、自然農法を目指す新規就農の青年であり、農業経営基盤強化促進法に沿う集積計画であり、異論なく、経営に期待するところです。

次の15番も同日現地確認しております。設定を受ける本人は、ひろしま活力農業経営者であり、当該地も活用し、経営規模拡大を図る計画であり期待しています。

議 長

それでは、その他ご意見等がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、6番を除く42件について計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。続いて、議案番号6番の案件に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長

事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第6号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の6番について説明いたします。議案の9ページをご覧ください。

6番は、地権者が相続により名義が変わったため新規の扱いとなっておりますが、利用者が申請地を引き続き耕作するもので、実質的に地権者と利用者の状況は変わらず、耕作状況も変更がない案件のため、新規分ではありますが担当委員の意見については省略させていただきます。本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。

なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和5年11月30日に公告を行い効力が発生することとなります。以上で議案第6号の6番の説明を終わります。

議 長

議案番号6番について、事務局の説明が終わりました。この案件は、意見聴取不要案件であり、引き続き営農活動が行われていますので、担当委員の意見は省略することとします。

それでは、その他、ご意見等がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第6号の6番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 着席)

議 長

〇〇委員、議案第6号の議案番号6番について計画案のとおり決定しました

ことをご報告いたします。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第5号の専決処理について、88件を一括して報告します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

報告第1号から第5号までの専決処理について説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出、17ページから19ページの20件及び報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出、20ページから26ページの38件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、27ページの8件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、29ページから30ページの17件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、31ページの5件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第5号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第5号について、何か質問がございますか。

（委員：質問なし）

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5、農政に係る審議事項の議題に入ります。

はじめに、遊休農地について事務局に説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

遊休農地についてご説明します。別冊の配付資料1、4ページをご覧ください。4ページで広島市全体の遊休農地がご覧いただけます。

広島市全体の遊休農地は149筆、109, 117㎡となりました。その内訳は、令和5年度新たな遊休農地、50筆、33, 756㎡、令和4年度以前からの遊休農地99筆、75, 361㎡でした。

つづいて、表の中ほどをご覧ください。令和4年度の遊休農地は、182筆、

132, 229㎡でした。その表の上に、R5に解消された遊休農地があります。推進委員及び農業委員に遊休農地の解消に努めていただいたところ、83筆、56, 868㎡解消されました。内訳は、耕作・保全管理された農地が27筆、16, 515㎡、非農地等となった農地が56筆、40, 353㎡ありました。

解消されなかった遊休農地の中で、平成29年度に勧告済みの農地が1筆、1, 029㎡あり、今年11月に勧告予定の農地が7筆、14, 638㎡あります。

地区協議会ごとの遊休農地の筆数及び面積については、その前の2ページと3ページで掲載しております。

次に令和4年度以前からの遊休農地についてです。5ページからです。6ページをお開きください。6ページで表の右端に農地所有者等の昨年、令和4年度時点の意向を記入しております。また、右端から2番目の欄に、今年の調査で、農地がどのような状況であったかを記入しております。

このうち、遊休のままである農地については、現在、推進委員が11月末を目標に農地所有者等へ意向調査を実施しているところです。委員におかれましては、推進委員と協力して、意向を聞いていただければと思っております。よろしくお願ひします。

また、これらの農地の中で、調査した時は、遊休農地であったが、その後に、耕作・保全管理などがされていまして、事務局まで、お知らせください。

次に勧告農地についてです。14ページからです。15ページをお開きください。勧告が行われる農地は、農業振興地域内の農地で、1, 000㎡以上の農地です。現在、農地中間管理機構への意思表示をしておらず、自ら耕作の再開を行わないなど、遊休農地を放置している場合です。また、中間管理機構への貸付申込書の提出のない場合も該当いたします。勧告になりますと、課税強化となり、令和6年度から固定資産税が1.8倍となります。

今年度、解消されなかった遊休農地の中で、新たに勧告となる農地は解消されなかった遊休農地の中で、今年11月に勧告予定の農地が7筆、14, 638㎡あります。また、平成29年度に勧告済みの農地が1筆、1, 029㎡あります。これらの勧告済みの農地で、現地在保全管理等されていまして、至急事務局までお知らせください。勧告を取り下げます。

令和5年度新たな遊休農地についてです。16ページからです。17ページをお開きください。今年度の利用状況調査の結果を基に、推進委員に新たな遊休農地を選定していただき、農業委員の確認後、事務局に提出していただきました。また、10月にかけて、事務局は、推進委員と現地調査をいたしまして、この表を作成しております。

現在、推進委員が11月末を目標に農地所有者等へ意向調査を実施しているところです。委員におかれましては、推進委員と協力して、意向を聞いていただければと思っております。よろしくお願ひします。以上で遊休農地の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは、令和5年度遊休農地につきましては、現在、推進委員が、意向調査を実施されておりますので、その支援をよろしくお願いします。

また、本日の資料は、農業委員と現地調査の上、推進委員により提出いただいた現時点での遊休農地ですが、再度、遊休農地でよいのか、確認いただきたいと思います。続きまして、議事日程6の、その他事項に入ります。まずは鍛冶山職代から、「令和6年度広島市農政に関する意見書の提出・議長要請結果報告」について報告いたします。

鍛冶山会長職務代理者

10月31日農業委員と推進委員が市長へ意見書を提出いたしました。別冊資料2、23ページ、24ページのような前向きなコメントをしていただきました。市長からは直接、農業を大事にしたい、持続可能な農業をやったらどうか、今までやってきた認定農業者というのには支援はしているけれども、昔からやっている農業者に対しても、今からもっともっと認定していきたいといったコメントをいただきました。また、生産販売を組み立て直すとか、流通ルートを改革するとか、そういう経済システムをどうやって作っていくかという意見もいただきました。鳥獣害に対しては、もっともっと踏み込んでやっていかなければいけないという意見もいただきました。

次に市議会議長のところにも行きましたけれども、これも有害鳥獣被害の現状及び課題について、出席委員と意見交換を行いまして、問題意識を持っておられ、各会派に意見書の内容を周知するとおっしゃっておられました。以上が意見書を持って行った時の報告です。

議 長

以降については、事務局から報告をお願いします。

事務局（小路次長）

それでは、資料の25ページ、資料3をご覧ください。令和4年度決算特別委員会農業関係質疑の要旨についてご報告いたします。10月13日の経済観光環境分科会で安佐北区の西田委員と佐伯区の藤本委員から農業関係の質疑がありました。

西田委員からは、有害鳥獣対策について質問がありまして、鳥獣対策担当課長が答弁しました。

まず、「令和4年度の農作物の被害金額の軽減目標はどのようになっているか。その目標に対して令和4年度の被害金額はどうだったか。また、近年の被害金額の傾向はどうなっているか。被害金額の大きい鳥獣は何か。」との質問があり、「軽減目標は、平成30年度の農作物被害額3,998万円を基準に、定めており、約4%減の3,826万円としている。令和4年度の被害金額は、4,701万円。直近3か年

の被害金額の傾向は、令和2年度は4,515万円、令和3年度は4,556万円となっており、高止まりで推移している。被害金額が最も大きい鳥獣はイノシシで、2,230万円、次いでシカが1,709万円、サルが210万円となっている。」との答弁がありました。

次に「令和4年度の捕獲目標と捕獲頭数はどうか。」これについては、「イノシシが、1,800頭の目標に対して1,972頭、シカについては、1,750頭の目標に対して1,904頭、サルについては、100頭の目標に対して75頭となっている。」との答弁がありました。

「令和4年度の駆除班と被害農家のそれぞれの捕獲頭数の内訳はどうなっているか。」につきましては、「駆除班による駆除については、イノシシ1,317頭、シカ1,199頭、サル67頭を捕獲している。被害農家は、イノシシ654頭、シカ705頭、サル8頭を捕獲している。」との答弁がありました。

次に「令和4年度から試行的に実施している「有害鳥獣捕獲物処理モデル事業」の取組状況はどうであったか。」につきましては、「有害鳥獣駆除捕獲物処理モデル事業は、農家や駆除班員の負担軽減を図るため、駆除したイノシシやシカなどの焼却施設までの運搬を民間事業者に委託するもので、令和4年度は安佐北区において実施し、イノシシ及びシカの計303頭の処理を行った。農家からは、「運搬の負担が軽減され、農作業に集中できる。」、「高齢のため、この事業がなければ駆除を続けるのは難しいので、来年度以降も続けてほしい。」などの声が寄せられている。」との答弁がありました。

「シカとサルの大型捕獲柵の設置状況はどうなっているか。これまでの捕獲頭数はどうなっているか。」については記載のとおりです。

次に「令和4年度におけるツキノワグマの出没状況はどうか。ツキノワグマが出没した際に、人的被害防止の観点から、どのような対応を行っているか。」については、「令和4年度は、市民から118件のツキノワグマの目撃情報が寄せられている。ツキノワグマは、広島県では、絶滅の恐れのある地域個体群に指定されているため、原則捕獲が禁止されている。市民から通報があった場合には、区役所の職員が現地に向かい、クマ出没の確認、出没原因及び再出没の予測等により、住民生活への危険性の判断を行っている。その上で、地元町内会や教育施設等に対して回覧板等により、注意喚起を行っている。なお、人的被害の発生の恐れが高いと判断される場合には、県と協議を行いながら、駆除班による駆除を行っている。」との答弁がありました。

「今後、市として、どのように有害鳥獣対策に取り組んでいこうと考えているのか。」については、「有害鳥獣は、中山間地域を中心に、農業生産の現場において大きな被害をもたらし、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加など、深刻な影響を及ぼしている。このため、本市では、有害鳥獣による被害を災害として捉え、令和5年度から担当部署を置き、従前より踏み込んだ対策を行っていくこととしており、中山間地域等で安心して営農が継続できる環境づくりにつなげていきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に藤本委員から農業振興について質問がありました。「鳥獣対策費の令和4年度の決算額は、5年前と比較してどのようになっているのか。」との質問があり、「令和4

年度の決算額は1億1,268万2千円で、5年前である平成29年度の決算額7,091万7千円と比較すると、4,176万5千円の増額となっている。」と鳥獣対策担当課長が答弁しました。

次に「農業の担い手育成について広島市としてどのような取組が行われたのか。その実績はどうか。」について「本市では、平成9年度から農業に意欲ある若い優秀な人材を農業経営者に育成するため、“ひろしま活力農業”経営者育成事業に取り組んでおり、53名が就農している。その内、現在、45名が営農を継続している。また、平成16年度から非農家で定年退職を機に本格的に農業を始めたい人などを対象に、「スローライフで夢づくり」新規就農者育成事業に取り組んでおり、これまでに68名が就農している。」と農政課長が答弁しました。

「広島市として農業者への直接支援制度はあるか。」については、「平成24年度から国の制度を活用し、新規就農した原則50歳未満の者に対し、令和3年度以前の採択者には、年間最大150万円を最長5年間給付、令和4年度の採択者には、毎月12万5千円を最長3年間給付するとともに、就農初年度に農業経営に必要な機械・施設等の購入経費に対し、最大375万円を補助する「青年新規就農者確保事業」に取り組んでいる。また、国の支援を受けることが難しい市街化区域やその周辺の都市的地域については、平成27年度から本市独自の支援制度として、農業後継者に対して、農業継承時に年間100万円を最長5年間給付するとともに、必要な機械・施設の購入経費に対し、それぞれ最大100万円、最長5年間補助する「農業継承円滑化支援事業」に取り組んでいる。」と農政課長が答弁しました。

最後に「有機農業を推進するために、有機農業に取り組みたい方への支援が必要であったと考えるが、広島市はどのような支援をしてきたのか。」につきましても、「有機農業を希望する方に対し、有機農業を行いやすい環境の農地のあっせんや、必要となる技術情報の提供に加え、技術習得のための研修の場を新たに設置し、有機農業の取組を支援している。」と農政課長が答弁しました。報告は以上です。

事務局（平木主幹）

農地利用最適化推進委員の欠員募集についてご説明を致します。配付資料の28ページ、資料4と募集案内をご覧ください。配付資料の修正をお願いします。表の11月1日水曜日のところですが、「市民と市政」11月1日号に掲載を、11月15日号に修正をお願いします。申し訳ありませんでした。それでは説明に入ります。農地利用最適化推進委員の選任事務の流れということで表を作っております。安佐北区白木町の〇〇推進委員は体調不良を理由に令和5年9月29日付けで、また、安芸区の〇〇推進委員は家庭の事情を理由に同年9月25日付けで辞任願が、それぞれ提出され、10月5日開催の総会において辞任の同意の承認が得られ、退職となりました。広島市農地利用最適化推進委員の選考手続等に関する要綱におきまして、欠員が生じた場合は推進委員の補充に努めるものとする定められており、〇〇推進委員、〇〇推進委員の担当地区の業務が滞らないよう速やかに欠員を補充するというものでございます。推進委員の募集から選任までの流れでございますが、11月1日、水曜日からすでに募集を開始しております。募集の方法については、広島市のホームページや募

集案内などにより行います。ホームページへの掲載は完了し、安佐北区役所、白木出張所、安芸区役所、矢野出張所へは募集案内を設置してもらっています。また、市の広報紙、市民と市政の11月15日号で推進委員の募集記事を掲載することにしております。募集期間は11月30日木曜日までで、募集期間は30日間となります。募集期間が終了しましたら、書面審査や面接等の選考を経まして候補者を決定いたします。予定では、来年1月5日の総会で推進委員の委嘱の同意をしていただくという流れで事務を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局（山崎主事）

続きまして、令和5年度第4回地区協議会について説明します。29ページをご覧ください。下の表のとおり、11月8日水曜日から11月28日火曜日までの間で各地区予定しております。開催時間・場所等ご確認いただければと思います。

続きまして、令和5年11月の現地調査日程について説明いたします。30ページをご覧ください。16日木曜日の午前は旧市、午後は安芸区、17日金曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、20日月曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

これで令和5年第12回総会を終了します。次回の総会は、令和5年12月5日火曜日午後1時30分から東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

鍛冶山会長職務代理者

皆さん、熱心な審議、本当にお疲れ様でございました。11月とは言え、本当に暖かい日が続いてみたり、急に寒くなったり、異常ではあるのですが、皆さん体調には十分気を付けていただいて、またしっかりと次回頑張ってくださいと思います。本日はどうもお疲れ様でした。